記 者 発 表 資 料

令和６年９月１３日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
アイリスチトセ株式会社	宮城県仙台市青葉区北目町１－１３

２．指名停止措置期間

令和６年９月１３日　～　令和６年１２月１２日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

４．事実概要

アイリスチトセ株式会社は、北海道札幌市ほか５件の工事において、建設業法第２６条第２項の規定に違反し、監理技術者を配置していなかったことが、法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和６年７月２６日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止２２日間）を受けた。

また、事業年度に係る法第１１条第２項に規定する書類に、記載しなければならない工事を記載せず、また、一部事実と異なる専任技術者等を記載し提出したことが、同条に違反し、法第２８条第１項本文に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

５．指名停止措置理由

上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１３号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） 13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　川崎（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　課長　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）
○は本件の主務課です。